

○捜査員長期実務研修実施要綱

平成 19 年 12 月 27 日

教 第 2 4 4 0 号

警 察 本 部 長

捜査員長期実務研修実施要綱の制定について（通達）

優れた捜査員を組織的かつ計画的に育成するため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成 19 年 12 月 27 日から実施することとしたから、実効の上がるよう努められたい。

なお、刑事警察官長期実務研修実施要綱の制定について（昭和 63 年埼例規第 4 号・刑総）については廃止する。

別添

捜査員長期実務研修実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、生活安全部門、刑事部門、交通部門又は警備部門（以下「捜査部門」という。）における優れた捜査員及び将来の幹部となり得る人材を育成するための捜査員長期実務研修（以下「実務研修」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 委員会の設置及び組織

- 1 警察本部に捜査員長期実務研修推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長には警務部長を、副委員長には警務部警務課長及び同部教養課長を、委員には、生活安全部生活安全総務課長、刑事部刑事総務課長、交通部交通総務課長及び警備部公安第一課長をもって充てる。

第3 委員会の任務

委員会は、次に掲げる事項について検討を行うことを任務とする。

- (1) 捜査員長期実務研修生（以下「実務研修生」という。）の決定及び指定
- (2) 実務研修の効果的かつ効率的な推進

第4 委員会の運営

- 1 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員に対し委員会への出席を求めることができる。

第5 部会の設置及び組織

- 1 委員会に生活安全部門指導部会、刑事部門指導部会、交通部門指導部会及び警備部門指導部会（以下これらを「部会」という。）を置く。
- 2 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 各部会長には、各委員をもって充てる。
- 4 各部会長は、部会の構成員を指定することができる。

第6 部会の任務

部会は、次の各号に掲げる事項について検討を行うことを任務とする。

- (1) 実務研修生の選考
- (2) 実務研修の指導計画の策定
- (3) 実務研修の実施
- (4) 実務研修の効果の検証

第7 部会の運営

- 1 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、議事を主宰するとともに、部会の検討の結果を委員会に報告するものとする。
- 2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の職員に対し部会への出席を求めることができる。

第8 庶務

- 1 委員会の庶務は、警務部教養課において行う。
- 2 各部会の庶務は、部会長の所属する課において行う。

第9 実務研修生の推薦

所属長は、実務研修生推薦基準（別表1）に該当すると認められる者を選考し、警務部教養課長を経て部会に推薦するものとする。

第10 実務研修生の決定方法

- 1 部会は、前記第9の推薦により実務研修生の選考を行い、委員会に推薦するものとする。
- 2 委員会は、前記1の推薦により、実務研修生を決定するものとする。

第11 実務研修生及び実務研修実施所属の指定

実務研修生及び実務研修実施所属の指定は、前記第10の決定に基づき、委員長が行い、当該実務研修生に通知する。

第12 実務研修生配置所属

実務研修生を配置する所属は、実務研修生配置所属一覧表（別表2）のとおりとする。

ただし、委員長が必要と認めるときは、実務研修生配置所属一覧表に掲げる所属以外の所属に対し、実務研修生を配置させることができる。

第13 基礎研修及び専門研修

実務研修は、基礎研修及び専門研修により実施するものとする。

(1) 基礎研修

基礎研修は、治安情勢に鑑みた県警の課題、捜査手続の基本及び職務倫理等について

の全体教養を実施するものとする。

なお、各部門において必要がある場合は、当該部門の捜査員として必要な基礎的知識を習得させるための部門別教養を実施するものとする。

(2) 専門研修

専門研修は、実務研修生配置所属その他当該部門の各所属において、捜査実務を習得させるための実践的な教養及び企画、指導等の実務を通じた教養により実施するものとする。ただし、研修を行う上で、特に効果があると認められるときは、実務研修生を前記第12ただし書の所属に派遣して研修を受けさせることができる。

なお、専門研修の指導計画については、各部会において策定するものとする。

第14 実務研修の期間

実務研修の期間は、1年間とする。

第15 その他

この要綱に定めるもののほか、実務研修の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

実施日

1 この要綱は、平成19年12月27日から実施する。

2 この要綱実施の際、現に実施している刑事警察官長期実務研修については、なお従前の例による。

実施日（平成20年3月31日務第922号）

この通達は、平成20年4月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

実施日（平成31年2月5日教第200号）

1 この通達は、平成31年2月5日から実施する。

2 この通達の実施の際、現に実施している捜査員長期実務研修については、なお従前の例による。

実施日（令和4年2月21日務第452号）

この通達は、令和4年2月21日から実施する。

実施日（令和6年3月28日務第683号）

この通達は、令和6年4月1日から実施する。

【様式別表省略】